議案第 4 号　　北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表165の４の項中「22,000円」を「49,700円」に改め、同表165の８の項中「22,000円」を「37,200円」に改め、同表165の11の項のウ中「45時間」を「54時間」に、「22,000円」を「37,200円」に改め、同表168の項摘要欄ア㈠中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の２」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条」に改め、同欄ア㈠中「、認知症対応型通所介護」を「、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改め、同欄イ中「(平成18年厚生労働省令第34号)」を削る。

附　則

この条例は、平成28年11月22日から施行する。ただし、別表168の項の改正規定は、公布の日から施行する。

説　　明

国が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の改正に鑑み、介護支援専門員実務研修手数料等の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第　5　号　　北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

北海道社会福祉審議会条例（平成12年北海道条例第９号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

２　審議会は、社会福祉法第12条第１項の規定により、精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

社会福祉法の改正に鑑み、北海道社会福祉審議会において精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号　　北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第１の32の２の項中「第60条の３第１項ただし書」を「第60条の３第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第２項ただし書」に、「特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料」を「特定用途誘導地区内の建築物の容積率等の特例許可申請手数料」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

建築基準法の改正に鑑み、特定用途誘導地区内の建築物の容積率等に関する特例の許可の事務に係る手数料を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号　　北海道公営企業条例の一部を改正する条例案

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表滝の上発電所の項中「2,340キロワット」を「1,900キロワット」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　　明

滝の上発電所の最大出力を変更することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号　　北海道立学校条例の一部を改正する条例案

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第２北海道函館五稜郭支援学校の項の次に次のように加える。

北海道北斗高等支援学校	北斗市

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

説　　明

新たに北斗高等支援学校を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号　　北海道警察組織条例の一部を改正する条例案

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

⑼　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第３条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附　則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

説　　明

北海道警察本部の警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。